

○東京農業大学 研究インテグリティの確保に関する規程

制 定 令和 6年 4月 1日

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (学長の責務)
- 第4条 (研究者等の責務)
- 第5条 (研究インテグリティ管理統括責任者)
- 第6条 (研究インテグリティ管理委員会)
- 第7条 (相談窓口)
- 第8条 (守秘義務)
- 第9条 (事務)
- 第10条 (規程の改廃)

附 則

(目的)

第1条 この規程は、東京農業大学(以下「本学」という。)における研究活動の国際化、オープン化に伴う研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、研究インテグリティの確保を適正に行う体制を整備し、これに関わる者の責務及び責任と権限を明確化するとともに、研究インテグリティの確保に関する教育及び研修を実施することにより、信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事する者及び本学の施設設備を利用して研究を行う者をいう。
- (2) 研究インテグリティ 研究者等における自らの研究活動に関する必要な情報の報告等による研究活動の透明性と説明責任の確保及び本学における管理体制の整備その他の措置等を通じた研究の健全性及び公正性をいう。
- (3) 安全保障技術研究 安全保障に関わる技術研究であり、国民の命と平和な暮らしを守るために必要な技術研究をいう。
- (4) Web外部資金 本学における外部研究資金及び学内研究資金等の研究資金を管理するシステムをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、最高管理責任者として、本学における研究インテグリティを確保するため体制を整備する。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行う。

(研究インテグリティ統括管理責任者)

第5条 学長は、本学における研究インテグリティの確保に係る体制に関する事項を統括するため、研究インテグリティ統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、研究担当副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ管理委員会)

第6条 研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、研究インテグリティ管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この規程の改廃に関する事項

- (2) 研究インテグリティに係る外部からの要請，調査等に関する事項
- (3) 研究インテグリティに係る研修・啓発活動に関する事項
- (4) 別表第1に定める研究インテグリティに係るリスク(研究活動の国際化とオープン化に伴うリスク及び適切な報告や申請を怠ることによる信頼の低下リスク)の評価に関する事項
- (5) 安全保障技術研究の審査等に関する事項
- (6) その他本学の研究インテグリティの確保に関する重要事項

3 委員会の委員は，次に掲げる者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学部長
- (3) 総合研究所長
- (4) 農生命科学研究センター長
- (5) 産学官・地域連携センター長
- (6) 総合研究所事務部長
- (7) 大学総務部長
- (8) その他統括管理責任者が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き，統括管理責任者をもって充てる。

5 委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

6 委員会は，委員総数の2分の1以上の出席によって成立し，議決は，出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

7 委員会は，委員長が必要と認める場合，委員以外の出席を求め，意見又は助言を聴くことができる。

8 統括管理責任者は，委員会の審議結果について，最高管理責任者に対して意見を述べるものとする。

9 前各項に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，統括管理責任者が定める。

10 委員会の幹事は，総合研究所事務部が行う。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため，相談窓口を総合研究所に置く。

2 相談又は報告を受け付けた場合は，統括管理責任者に報告する。

(守秘義務)

第8条 第3条，第5条，第6条及び第7条の規定により置かれる者又は組織の構成員及び研究インテグリティの確保に関する情報を扱う者は，この規程に基づく手続きにより知り得た秘密を正当な理由無く漏らしてはならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は，総合研究所事務部が行い，必要に応じて，関係部局が連携・協力して処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は，委員会の意見を聴き，学長が決定する。

附 則

この規程は，令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条第2項第4号関係)

国際化・オープン化に伴うリスクと信頼低下リスク等

研究インテグリティに係るリスク	対応する規程，運用等
-----------------	------------

利益相反	東京農業大学利益相反行為防止規程
責務相反	学校法人東京農業大学職員就業規則(第10条), 東京農業大学利益相反行為防止規程
貨物流出・技術流出	東京農業大学安全保障輸出管理規程
情報流出	東京農業大学研究情報セキュリティ管理規程
研究契約取扱い	東京農業大学共同研究取扱規程, 東京農業大学受託研究取扱規程
海外の遺伝資源等取扱い	東京農業大学遺伝資源の取得及び利益の公正衡平な配分に関する管理規程
研究倫理	東京農業大学研究倫理規程
公的研究費管理	東京農業大学公的研究費の管理・監査に関する規程
ヒト生殖細胞	東京農業大学生命科学研究倫理規程
人を対象とする実験・調査等	東京農業大学人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程
遺伝子組換え実験	東京農業大学遺伝子組換え実験安全管理規程
動物実験	東京農業大学動物実験に関する規程
知的財産, 成果有体物	東京農業大学知的財産管理規程, 成果有体物取扱規程
感染症	東京農業大学感染症発生予防規程, 東京農業大学病原体等安全管理委員会規程
放射性同位元素を使用する研究	東京農業大学生命科学部アイソトープセンター放射線障害予防規程
研究資金管理	Web外部資金による外部研究資金及び学内研究支援の管理